

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成18年6月15日

議 会 事 務 局

目 次

民生常任委員会

6月15日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第42号所管分の審査	2
質疑（上村委員、安藤委員）	
議案第44号、議案第45号、議案第53号の審査	9
質疑（村上委員、上村委員、安藤委員）	
議案第47号の審査	17
質疑（上村委員、安藤委員）	
議案第51号、議案第52号の審査	20
質疑（村上委員、安藤委員）	
採決	23
閉会の宣告	24

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成18年6月15日(木) 午前10時 開会
午前11時53分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 嶋野浩一朗 副委員長 安藤 薫 委員 本保加津枝
委員 村上英明 委員 上村高義

1. 欠席委員

委員 柴田繁勝

1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 助役 小野吉孝
生活環境部長 前田宜伸 同部次長兼自治振興課長 大場房二郎
産業振興課長 藤井智哉
保健福祉部長 堀口賢司 同部次長兼福祉総務課長 佐藤芳雄
同部参事兼健康推進課長 福永富美子 同部参事兼高齢者障害者福祉課長 登阪 弘
健康推進課参事 阪口 昇 国保年金課長 野村眞二 介護保険課長 山田雅也
同課参事兼地域包括支援センター長 川口敦子

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第42号 平成18年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第44号 平成18年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算
議案第45号 平成18年度摂津市老人保健医療特別会計補正予算
議案第53号 摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件
議案第47号 平成18年度摂津市介護保険特別会計補正予算
議案第51号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
議案第52号 摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○嶋野委員長 おはようございます。

ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者からあいさつを受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

今日は、何かとお忙しい中、民生常任委員会をお持ちいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜るわけですが、どうぞ慎重審査の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

私は一たん退席をさせていただきますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

ありがとうございます。

○嶋野委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は安藤委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しております案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第42号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

上村委員。

○上村委員 今回、企業誘致条例に伴って、たばこ販売業者が摂津市に来られるということです。その奨励金でしたか、

3億円をその会社に奨励金として、誘致金として出すということですが、今回、3億円を支給する会社名とか会社の所在地、あるいは、今回、条例で売り上げの5パーセントということですが、その3億円を算出した根拠をまずお聞かせください。

○嶋野委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 このたび、企業誘致審査会におきまして、奨励措置の対象として指定されました事業者は、大阪市中央区南本町2丁目1番3号に本店を置く株式会社JTRインターナショナルで、国産、外国産たばこの販売を事業内容とし、たばこ小売販売業許可の取得のもと営業活動を行っており、業務拡張のため、去る平成18年4月17日に、摂津市においてたばこ小売販売業許可を取得、営業を開始されたものであります。

続きまして、3億円の奨励金を計上した根拠ですが、奨励金の金額は、本条例の第4条第2項に規定しております算出方法により、3億円を限度に、当該指定事業者の年間売上額の100分の5に相当する額か、当該指定事業者が本市に納付した普通税から1億円を控除した額の2分の1に相当する額のいずれか低い方とされております。

今回、指定事業者から出されております事業計画書、平成18年度たばこ買受契約60億円に基づき、奨励金の金額を3億円といたしたものであります。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 そうしましたら、新しく来られた会社名は株式会社JTRインターナショナルということになります。

この3億円の支払いというか、摂津市からここに奨励金として支払う場合に、これは先払いなのか、後払いなのか、月払いなのか。奨励金だけもらって撤退と

か言われると困るんで、これ最低5年間でしたか、何年間は摂津市で事業をするという状況でしたけれども、事業というのは何かあるかわからない状況の中で、先に**奨励金**だけもらって、事業をやめましたということになったらたちまち困るんで、入る金が入ってこない、**奨励金**だけもらってという格好になったら困るので、その支払い方法がどういう形で支払うのか、そこのところを改めてお聞かせください。

○嶋野委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 **奨励金**の交付方法についてですが、本条例の第3条第1項が示します、奨励措置対象事業者の指定条件、本市に普通税のいずれか1税目につき、当該年度1億円以上の納付が確定された以降、指定事業者の交付申請に基づき、一定の債務が確定された時期と判断しております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 ということは、このJTRインターナショナルが摂津市に税金を納めたと、たばこ税が入ったということが確認された後に、それを担保にしてこの3億円を支払うということになりますと、これは確定するのがいつなのかかわからないですけれども、後払いということですね、結果的に後払いとなりますけれども、実際この3億円を執行するのはいつごろになるのかなということが、これ税との絡みがあって、非常に難しい面もありますけれども、そこのところが、いつ執行するのかというのがちょっと見えてきてないので、そこを教えてください。

○嶋野委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 基本的には、今、指定事業者が決まりましたので、産業振興課としては、**交付**の申請を待つという状況でございまして、このたびの指定事

業者の納付は、普通税の中の市たばこ税で、毎月の形態であります。指定事業者は毎月末日までに前月の販売たばこ本数を課税標準として申告納付されるものであり、その申告納税額が1億円を超えた時点での納税証明並びに売り上げ証明が出た時点で計算させていただくということで、まだその時期というのは、ちょっと現時点では定かではございません。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 そういうことであれば、ちゃんとリスク対策をとりながら、**奨励金**だけもらって逃げないようにしていただきたいというのが非常に危惧しますけれども、今の方法であれば大丈夫かなと思います。

ただ、今回の企業誘致条例からずっときとる話なんですけれども、差し引き9億円です。まず増収というか、税金がふえる部分が、このお金についてはどういった使い道を考えておられるのか非常に気になる。そのお金については非常に喜んでおるとともに、いろいろな使い道を考えておるといふふうに思うんですけれども、これは一課長の話ではなくて、やはりこれは市長サイドの方からもし答えられるのであれば答えていただいて。

このことが行財政改革を緩めることにつながってはいけないと思うので、あくまでも経常収支比率が100を超えている段階で行財政改革は進めていかなければならないと思ってますけれども、ややもすると、このことで緩みがちになるんじゃないかなということを非常に危惧しておりますし、そのことについて、お金の使い道と行財政改革との絡みについて、ひとつ答弁いただきたいと思えます。

○嶋野委員長 助役から答弁いただきます。

助役。

○小野助役 この条例の、3月議会で通していただいた中身において、一つは、このような財政危機の中で、1点、議会の決断を願ったということであり、市として、議会の方の、例えば、道路目的税が道路の関係に使われておるのかというようなこともお聞きをいたしました。そういうことも、議会に非常に希望が多い、各市民の方々の**道路整備の声**も多いと思います。また、一方では、繰出金のあり方でどうなんだという議論も聞こえてまいります。それで、基本的には、いろいろな議会の意向は市長としてもお聞きしなきゃならないというふうに思っています。

いずれにいたしましても、この金は、一応、事業計画では60億円、18年度から22年度まで300億円を売り上げるということで、**こちらに持ってくる**ということでございますから、おおむね大体10億円程度の5年間分、50億円というたばこ税が入ると、一般財源が入るといふふうに思っています。ただ、これは諸般の事情で変わると、業者の方が諸般の事情でそういうこともあるかも知りません。今のところは5年の事業計画で、私たち、これを指定したということであり、

それで、基本的には、また本会議で問題になると思いますが、15年の8月でしたか、18項目にわたります事業計画を出したはずでございます。そして、16年8月には、21年程度までの財政見直しをお示ししたと思います。それで、これをもう一度、この17年度決算に基づいて、この18年の8月もしくは9月に、これからの財政見直しをまず立てるといふことが一つ。そこに新たに出てまいっております南千里丘まちづくりの問題、市営住宅もございまして、いろいろ

な問題がございまして、それらのこれからの総事業費、国・府補助金、起債、一般財源の見直しを今精査させております。それらを入れ込んだときにどういう状況が、23年には公債費のピークが去り、団塊世代の退職手当が去ると、23年には**回復**をしようと思っております。ただし、そのときに、トータルでここで申し上げることかも知りませんが、下水道の資本費平準化債の発行を29.2億円、3年間入れました。ことしも10.6億円ほど入れたと思いますが、下水の料金改定と合わせても、35億円平準化債の発行をするという予定までしております。それらも入れた上での、16年8月の時点での形を入れておりますので、それらも入れ込んだ上で財政の見通しがどうなるか、そして、新規事業はどうなるか、そこらの見直しをもう一度整理した上でお示しをしたいと思っております。そのときに、その50億円という現金がどう振り向けられるかということがあります。確かに今回の補正をお願いしたのは、**借入金の元金償還**いたします公共施設整備基金と福祉会館再整備基金で財源調整を行ってまいりました。その10億円を、今回この補正でお願いしております。ここに充てさせていただきました。財政方はそういう考え方で持っておりますが、そういう基金のもので、それらをトータルで合わせて18年の8月、9月には一気にお示しをした上で、この問題の、今、上村委員おっしゃっている中身を、市民要望、いわゆる各議員が思っておられる要望がどう聞けるということをそこで具体的にさせていただきたいというふうに考えております。

なお、基本的には5年間の財源でございますから、経常的、恒常的経費に回すということは考えておりません。市民の

サービスで臨時的にしなければならないこと、仮にあるとしても単発で終わるようなもの、そういうものを基本的に考える必要があると。これを経常経費に回してしまいますと、5年後にはこの経常経費だけが残って、歳入が不足しておるとい状況が考えられますから、そういう基本的なものは持っておりますけれども、いずれにいたしましても、財政見通しと事業計画を合わせて、それから、基金からの借入金の元金償還、それらを見た上で、8月、9月には議会にお示しをして議論をお願い申し上げたいというのが、今のところ考えておる基本的なフレームでございます。なお、その指示は、過日の部長会でいたしました。いましばらく時間をお貸し願いたいというふうに思っております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 今、助役の方から答弁ありました。この9億円については、いろいろな意見を聞きながら考えていくということでもあります。

ただ、行革のことについて触れていただかなかったんですけれども、摂津市の税収的には、法人税がここにきて伸びてきたという状況もあります。ただ、固定資産税だけが減少傾向はとまっていないということがありますけれども、ただ、この法人税にしても、今の日本の経済状況から見ると、原油高や、あるいは株の下落がぐあいから見ると、これは非常に危ない状況にまた来たのではないかなと危惧するし、また、場合によっては、数年後に法人税も落ちてくるという可能性もないわけではないですし、そういった意味では、やはり行革というものをきっちりしていかなないと、また苦しい状況になるということが予想されます。

今回、企業誘致によって新たな財源が

生み出されたわけですけれども、この努力については非常に評価しますけれども、一方で、やはり行財政改革というものはきっちり進めていかないと、この摂津市が未来永劫に安定した財政状況をしていく中で、そういったことが必要ではないかなと思っておりますので、やはりこれ緩めることなく、特に職員の気の緩みとかそういうところについてしまうとだめなので、そのことはやっぱりきっちり指導、指示しながら、財政運営というか、これは民生常任委員会なんでちょっと所管違いますが、助役おられるのでそういうことを申し上げますけれども、そのことを要望しておきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○嶋野委員長 ほか、ございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤委員 今回の企業誘致条例にかかわる奨励金3億円ですけれども、今の上村委員の質疑、それから答弁である程度わかりましたが、12億7,000万円の税収入が入ってくる、誘致した奨励金として3億円の支払いの方法もお話をされていたわけですが、分割納付、毎月、毎月の月末の納付ということで、年間売り上げが60億円ほどですか。分割で税金が入ってきて、1億円を超した時点で3億円全部一括として払われるかどうか、その点、ちょっとお聞かせいただきたいと思うんです。

分割で納税額、条例の中でも、奨励金の計算方法で、納税額から1億円控除して、その半分もしくは売り上げの5パーセント、どちらか少ない方ということでもありますから、納税額でいくのか売り上げでいくのかというのは、最終段階、納税額が確定しないことにはわからない部分もあるのかなというふうに思うんです。

その点でその3億円の支払い方法、毎月、毎月の積み上げの中で1億円超した時点で一括で3億円を奨励金として支払うのか、概算として支払って、後々精算をするのか、その辺のことについてひとつお聞きしたいと思います。

それから、もう1点は、今回の摂津市内で営業許可をとられた業者さんのお名前もお聞かせいただいたわけですが、税収入も入ってくるわけですが、本来、国や地方に入るべき税金を、3億円奨励金としてお支払いするという誘致したということですから、その相手先については、やっぱりきちんとした審査というのが必要になってくるかと思えます。

条例の中でも、どういった企業さんに対して許可を与えるのかということについては、審査会が設けられているというふうにちょっと理解しているわけですが、交付申請から審査、そして最終決定に至るまでの経過と、それから、審査会での議論、どういう点を審査するのか、どういう点をチェックしたのか、その点をちょっと教えていただけたらというふうに思っています。

○嶋野委員長 藤井課長。

○藤井産業振興課長 支払い方法は、まず基本的には実績払いという形で申請を待ちます。仮に、今回の業者は、1年間、60億円を予定しております。これ想定として、これを12で割ると1か月5億円という計算になります。5億円という前提で、仮に、今回5億円が出ますと、その5パーセントでは2,500万円、それから、税金で言いますと291万5,000円という形になります。しかし、この場合、市たばこ税は、5億円に対しては1億583万円になりますので、ここで本市の1億円というのは既にクリア

されておりますので、支払いということは可能になります。この場合は、市たばこ税からの291万5,000円、売り上げの5パーセント、2,500万円になりますと、低い方、291万5,000円を支払います。翌月、また仮に5億円が出てくるとします。その場合は、また売上高掛ける5パーセントの2,500万円が私ところの計算根拠。それから、市町村たばこ税に対しての根拠は5,583万円になりますので、今度は2,500万円の方が低いので、2か月目は2,500万円が奨励金という形で、これの繰り返しで、あとは、多分、納税よりも売上高の5パーセントの方が低くなりますので、毎月2,500万円が足されていきまして、限度額の3億円で打ち止めという形になると思えます。

○嶋野委員長 審査会の議論の内容については、助役の方から答えていただけますか。

助役。

○小野助役 これも条例に基づいて、一定パソコン等でも全国発信をいたしました。こういう条例がありますということで、これに該当されることについてはということで、いち早くパソコンによって全国発信をしたということの中で、当然、これについては、固定資産税なり法人市民税、たばこ税、もちろん、たばこ税もそれは一定あり得るということは承知をいたしておりました。マスコミ等とも話をしたときは、やはり摂津の立地条件等々から考えたときに、大量物品販売、**事業所費**の少ない、例えばテレビショッピングみたいに、ああいうものは非常に入りやすいんではないかと。今後の流通関係とかを考えますと、摂津市には土地がないと。そういう面ではなかなか土地を優遇してやることができないので、そ

ういうことをねらっておったわけであり
ます。

それで、企業誘致条例の審査会の設置
要綱で、これは確か4月24日に、この
JTRインターナショナルの方から企業
誘致条例の適用申請書がまいりました。
これは、条例、規則に基づいた企業誘致
条例の施行規則の第2条第2項の1号か
ら6号にかかわる申請書類がきちっと整っ
ておったということで、これについては
申請上は問題ないということをもって、
企業誘致条例の審査会の設置要綱に基づ
きまして、過日の5月12日に適用審査
委員会を開催いたしまして、この提出さ
れた書類について、適か否かということ
でもって審査をお願いいたしました。

これについては、大学の学識経験者を
入れ、庁内からは私と生活環境部長と総
務部長、市長公室長、また、自治連合会
の代表なり、商工会の代表なりに入って
いただきまして、その中で議論していた
だいて、これについては、この申請は、
条例施行規則によって適用するというこ
とをもって、一定の処置をしたというの
が流れでございます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 支払い方法については実績
払いということで、わかりました。

審査の中身につきましても、設置要綱
というのが設けられていて、その設置要
綱に基づいた、書類がきちんと整ってい
るのか、それにあっているのかというこ
とを審査して、許可が出たということ
であります。

あらかじめ、設置要綱については、私
の方も調べておけばよかったわけですが、
ちょっとその中身について承知しており
ませんものですから、もしよろしければ、
その設置要綱、どんな要綱があるのか、
代表的なものだけでもちょっと教えてい

ただけたらなと思います。同時に、設置
要綱も、ぜひ、後ほどで結構ですので、
いただけたらありがたいと思いますので、
よろしくお願いします。

それから、もう一つ、ちょっと別のこ
とですけれども、今回の企業誘致条例の
目的としては、産業活動の振興、そして
財政の財源確保、それを図りながら市民
福祉の向上に資していくと。そこに企業
誘致条例の目的があるというふうに理解
しております。多くの、各全国のいろい
ろな自治体で実施している企業誘致とい
うのは、先ほども助役からお話ありまし
たが、摂津は土地がありませんけれども、
大きな土地があるところは、大きな工場、
メーカーさん、製造業を誘致するとい
うような中身がかなりあるのではないかな
と思っております。そうした企業誘致条例
というのは、大きな会社が来ることによ
って、そこに製造業の会社が来ることによ
って地域に雇用を確保していくとか、それ
から、もちろん税収入の増加とかいうよ
うな側面があるかというふうに思うわけ
です。

今回はそうではなくて、土地もなく、
無店舗販売で全国的展開をしている。先
ほどおっしゃったように、インターネット
や通信販売、今回のようなたばこの全
国展開をしている販売業者さんというこ
とが対象になってくるというわけで、産
業振興を図るという上では、どちらかと
いうと、地域経済に資するということに
関しては、ちょっとほかの企業誘致の条
例、仕組みとは大分違うなというふう
に思います。

そういったことを考えながら、この企
業誘致条例の目的として上げられている、
産業振興を図るということも上げられて
いるわけで、使い道の問題にも触れるわ
けですけれども、この産業振興を図ると

ということの観点から今後考えられるようなこととか、この企業誘致条例に基づいた形で、やはり地域の経済をどのように発展させていくのかというところに結びつけていくような議論とか、そういった考えというものがあるのかどうか、一回ちょっと教えていただけないかなと思います。

○嶋野委員長 設置要綱の内容については担当課でお答えいただけますか。無理ですか。

そしたら、助役。

○小野助役 まず、この企業誘致条例の施行規則の中で、申請する場合の添付書類については6点ございます。事業計画書、それから、営業にかかわる許認可書の写し、定款・規約、登記事項の証明書、納税証明書、直近2期分の決算書、これらを基本的に備えておるということを経営条件にして、すべて上がってまいりました。

それで、そういう企業誘致条例によって申請がされた場合、その適用資格審査をするために、資格審査委員会を設置するという形になっております。

それで、委員は10名以内で組織して、見識を有する者、その他市長が適当と認める者10名以内で今回の形をやったわけでありまして。なお、委員長はその時点での互選という形でもって、自治連合会の代表の方に会長をお願いして、この中身をやったということでありまして。

それで、今回の指定業者については、なぜ摂津に来られたかということの後からいろいろ見てみますと、2003年の12月時点で、2004年度の税制改正大綱において、例えば、摂津市の喫煙ができる青年男女の1日当たりの本数7本の3倍でいけると、こういう改正をいたしました。それで、それ以前に、たばこ税を入れたところでは、多いところは全

国で7団体あったというふうに共同通信ニュースが言っております、全住民が一人140本吸っているということになり、これは異常である。すなわち、7本の3倍だから21本が最大であると。そういったしますと、この計算しますと、私どもであれば、この地方税で持っている、約21億円程度が可能であると。いわゆる税制としては、総務省が出した地方税の改正によって21億円まで入るということをもって摂津市に来られた。例えば、お聞きした田尻町が7,000名の人口であったと思うんです。それが17,8億円ということは、7,000名で17,8億円となれば、これはちょっとあまりにもあまりではないかということで、国の方がこういう地方税の改正をされて、そのことでもって、このJTRが摂津市にはこれだけの本数の部分がいけるということの中身で、こちらに申請にこられたと。もちろん、税目としては、今申し上げたたばこ税も否定するものではございませんから、今言われたような形でもって来られたというふうに理解しています。

それと、この産業振興との観点はいかんということ、これは確かに、若干内部でもこの議論はございました。それから、審査会においてもございました。しかし、この中身を、だからといって、この目的がいかん産業に資するかと、この議論ありました。ただし、昨日か一昨日か、岬町かどこかで売れ残りの土地がありましたね。これも3億円か何かを限度に、どこでしたですかね、あれは、岬町が町有のところで、補助額最高3億円だったと思いますが、3億円の補助をします。これは売れ残った土地ではどうしようもないと、もう。これ何とか企業使ってくれと、これもあります。ただし、摂津は

そういうところがないと。私ども、当初考えていたのは、先ほど言いましたように、そういう大量のテレビショッピングなどで出てくるああいうものがあつたら、吹田操車場跡地があり、そこに伊丹空港があり、阪神高速、近畿道、中国自動車道、名神高速があると。それは可能性はあるというふうには見ておりました。そういうことも期待をいたします。私どもは、これからのまちづくりの中で、こういうこともらみながら、摂津市にそういう公害も出さない、市民に迷惑をかけないようなそういう企業が来てくれば、大いに歓迎をして、ここで税を落としてほしいという気持ちは持っておりますから、たばこが終わったからこの条例を廃止するという考え方は毛頭ございません。ただ、これも10億円という財源が入ったときに、これは大きく市民福祉に寄与すると。確かに産業振興においてはそういう若干のことがあつたとしても、その税目として入った場合に、これは大きく議会と議論させてもらいながら、市民の福祉に回せるということをもって、企業の誘致の審査会でも承認を賜つたということでございます。

今後においても、この条例に基づいて、摂津のまちづくりの中で、こういうことも頭に入れながら、そういう企業が入ってきてやすいような、土地はございませんが、そういうことも頭に入れながら、今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 はい、わかりました。

この企業誘致条例、私どもも3月議会では賛成をして、全会一致で可決されたものであります。

ただ、税金の中から奨励金として支出するということでもありますから、そのの

企業がやっぱりきちんとした形で運営されていることは最低条件であつて、そこを透明性をもって、それから、公平な審査をもって、しっかりとした基準で選ばれるというの、これも一番大事なことだと思つます。

その点、その審査の中身であるとか、チェックする項目であるとか、それらもきっちりと明らかにされるということが今後かかわってくる問題でもありますし、今回のたばこ業者さんのみならず、今後の企業誘致の方もお考えのようでありますので、そういう点からも、ぜひしっかりと審査と、それから中身の公表をお願いしたいと思います。

それから、お金の使い方についても、先ほども、経常的なもので使うなら、特に5年という期間が設けられているものでもありますし、今後、税制の問題についてもどのように変わってくるかわかりません。いろいろな事情もあるかと思つますから、当然、臨時的な費用として使われると。しかし、それが、やはり市民の福祉に資するところ、長い目で、もしくは短期的に見て資するような形で使われるという議論を、今、庁内でも議論されて、ある程度の方針も示していただけるということでもありますから、期待をしておきたいと思つます。

○嶋野委員長 ほか、ございませんでしたか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時37分 休憩)

(午前10時38分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第44号、議案第45号及び議案第53号の審査を行います。

本3件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑のある方の挙手を求めます。

村上委員。

○村上委員 この議案第44号の件ですが、4ページのところで、款8、諸収入、項2、雑入、目5、雑入というところで、今回、1億7,000万円ぐらいの補正があって、合計4億4,600万の雑入ということになっております。

これ、16年度の決算を見ると、この雑入が2億5,000万円ということで、今回、約倍近くにふえているというようなことなんですけれども、この辺、今後、この18年度を踏まえて、それ以降で、この雑入の考え方をちょっとお聞きしたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 今、ご質問をいただきました、雑入として4億4,600万円という数字が上がっておるわけですが、今年度、18年度以降の見込みといたしまして、従来から行っておりますように、退職の振りかえ等の資格の適正化や、あと、未申告世帯への申告の勧奨等の賦課の適正等々の、保険者としての経営努力を行った中で、国等の特別調整交付金等の交付をしていただけるような努力をした中で、この4億4,600万円の解消を図っていきたいと考えております。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 雑入の4億4,600万円の解消ということで、その辺で特別調整交付金ということも、そういうのも考えて、今後解消していきたいという話なんですけれども、この特別調整交付金は年度のいつごろ入るのかというのがわかればちょっと教えていただきたいと思ひます。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 特別調整交付金の入る時期となりますと、毎年、年度末ぐらいに大体額の方の算定がありまして、実際、お金が入ってくるのが4月ぐらいに入ってくるような形になっております。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 この国の特別調整交付金ですけれども、これは、例えば、行政で、市民からいただく保険料の収納率が高ければ高いほど、この交付金が高くなるとか、そういう形になるかとは認識しておるんですけれども、この16年度の決算を見ると7,600万円という形が入ってきております。この特別調整交付金が、今年もそういう同額ぐらいのことを考えておられるかもしれないんですけれども、17年度の金額を教えてくださいのと、特別調整交付金をいただける理由とか、こういうことをやればこの特別調整交付金が上がりますよとかいうものがわかれば、教えていただきたいと思ひます。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 特別調整交付金の中身につきましては、例えば、医療費の抑制ですか、市民への医療費の意識の啓発とかいうあたりでの、保険者の努力としての、例えば医療費通知等々の発行なり、あと診療報酬の明細書ですね、レセプトの点検等々に係る費用等があります。

あと、委員ご指摘どおり、やっぱり経営努力はどうかということ、やっぱり収納率がどのようになっているかということも算定の材料になっているかなど。あと、やはり先ほど申しましたが、未申告世帯、やっぱり賦課の適正化という中身で、その解消度合い等々、いろいろ総合的に判断された中で額の方が算定されていくという形になっております。

17年度の特別調整交付金につきまして

ては、特別調整交付金の全体としては、約8,300万円ほどの交付を受けております。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 先ほど、特別調整交付金の話の中で、8,300万円ということで、この17年度ということなんですけれども、16年度、7,600万円まで上がっているということで、保険者としての努力というのが十分高まっているという形になっているのかなと、そういうふうに思います。

だから、そういう経営努力をさせていただいて、また、ほかの担当課ですけれども、健康せつ21、そういうのをより進めていただいて、健康づくりも含めて、行政一般としてそういう取り組みをして、保険料の低減にも、今後努力していただきたいなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 先般の専決処分で、2億7,600万円の繰上充用をして、これは前年度の不足分を18年度に持ち越したということで、今回、1億6,999万9,000円の過年度の国への返還金ということで、これが請求されて、トータル4億4,600万円の歳入不足ということになったということでもありますけれども、ここで1点だけちょっと、先般、保険料率を改定されて、確か大阪府下で収入200万、300万円の世帯、いずれも今まで一番安かった分が、下の方から数えて、僕の計算では4番目か5番目に低い方に位置づけされたんですけれども、その後、他市も保険料率を多分同じ時期に改定されて、その結果がもう出てるんじゃないかなという気もするんですけれども、現時点での200万円の世帯における年間の保険料のランクがどの位置にあ

るのかなというのを教えてください。

それと、その保険料率を改定されて、これは、結果はこれから出てくるというふうに思うんですけれども、今回、4億4,600万円の歳入不足ということでありますけれども、これがどんどんふえていっては、本来、特別会計は特別会計単独で、やはり健全財政を維持していかないと特別会計たる意味がないんで、やはりその中で収支バランスをとっていくということは、やっぱり保険料率の、これは国保運営協議会の、それに応じた保険料率にしていきなさいという答申がありますので、そのことはきっちり踏まえながら、着実に実施していくということが必要であると思うんですけれども、その見通しというか、保険料率を上げたことによって見通しがどうなのかということと、今の200万円の世帯の算定した結果がどうであったかということをお聞かせください。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 18年度の他市の状況ということで、まず1点目なんですけど、収入200万円の世帯でという数字は今ちょっと持ち合わせてないですが、今のところで所得割料率が確定している市が何市かございます。その点についてのご報告ということでさせていただきますと思います。

今年度、茨木市が、この所得割が87.1、豊中市が112.9、吹田市が79.3、池田市が、まだ確定ではないんですが、恐らく94ぐらいになるかなということとなっております。ちなみに、私も摂津市の方では84.2の所得割という形を予定させてもらっております。

それと、今後の保険料率の設定等の考え方ということで、この件につきましては、委員ご指摘のとおり、過去何年に

もわたりこの委員会でご審議いただきおりました内容で、昨年度、介護分を条例どおりと、今年度、医療分も条例どおりの料率設定ということでさせていただいております。

今年についてはどうかというところでは、先ほど申し上げた特別調整交付金とか、あと入院給付交付金等の概算払い、精算払いの関係で、若干おくれるところが出てくる要素としてはあるかなと思いますが、今後におきましても、基本的には保険料率の設定につきましては、条例に基づく設定を考えてまいりたいと思っております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 ありがとうございます。

保険料率の他市との比較におきましては、吹田市が79.3で一番安いということですね。これは均等割、世帯割がどうかというのがありますけれども、これで単純計算すると、吹田市が一番安くなったのかなという気もしますけれども、その次に安いのが摂津市かなという、この保険料率の所得割から見るとそういう感じがしますけれども、そういったことも、これは参考データということでお聞きしておきますけれども、先ほどの、保険料率の今後の考え方ということでは、やはり答申にあるように、保険料については、その都度、都度、毎年度、かかった医療費を、その分を被保険者で負担していくという考えが国保運営協議会の答申でありますので、そういったことをきちり踏まえながら今後もやっていっていただきたいと思っておりますし、この4億4,600万円、今回、歳入不足あるんですけれども、それがやっぱり摂津としては一般法定外繰り入れを2億7,000万円ほどでしたか、しておる部分もありますので、これは、理想的には、やはりこ

の特別会計は国保の特別会計自体でやはり健全運営をしていくというのが、この制度が未来永劫に続いていくということになるのではないかなと思っておりますので、そういったことも踏まえながら、できましたら、前から言っていますように、この特別会計自体で、本来はプラスになるような、収支がプラスになって、その積み立てをしておきながら基金をつかって、例えば、風邪とか多くはやったときは医療費が急激にふえますので、そのときはその基金から出して、財政を安定化していくということが健全ではないかなと思っております。そこまでいくのはなかなか大変ですけれども、そういったことも視野に入れながら、本当はこの財政運営をということと、保険料率、国保の制度の安定化ということにつなげていただきたいなと思っておりますので。これはずっと言い続けてますので、これは要望という形で置いておきますけれども、ぜひよろしくお願ひします。

○嶋野委員長 ほか、ございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤委員 今もご質問がありましたけれども、療養給付金の過払い分、4年間ということで1億6,900万円、約1億7,000万円。昨年第2回定例会では1億9,300万円の過払い分の返還がありました。この概算払い、精算払い、先ほどもおっしゃっておられましたけれども、1年、1年、単年度単位でなかなか国保の財政状況をつかむことが難しいというお話を今までご説明をいただいていたわけですがけれども、このことによって、先般の専決で、昨年度の繰上充用として、合わせて4億6,000万円ですか、歳入不足になってきているということにつながっているわけです。

この概算払い、精算払いの見通しですね、昨年1億9,000万円、今回1億7,000万円、わからないとは言え、1億、2億近いお金が過払い、返還をしなければいけないと、こういうような事態が生まれてくると、そして、それが累積として国保財政を圧迫していくということにつながってきているわけです。料率を改定して、2億、3億の市民への国保加入者の負担が大きくふやされた直後に、早速この過払い返還金で累積赤字がぼんと膨れ上がってしまうということに関して、この辺の見通し、いつもお聞きしますけれども、この辺どうなのかと。本当に2億円近いお金を返還しなければいけない、逆に言えば、2億円近いお金が簡単に入ってくるということもあるのか。それから、先ほども見通しのお話されてました。概算払い、精算払いによって、もしくは特別調整交付金の数千万ですか、7,000万円か8,000万円、努力してもうちょっと上げるようにするというようなお話でしたけれども、それで1億、2億という返還で、果たしてそれが解消に向かうようなことになるのかどうか、その点、もう少し、国保財政運営の上において、概算払い、精算払いにおいての計画性と、もう少し正確にその数字をつかむことができないのかという点について、改めてちょっとお伺いしたいんです。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 療養給付費交付金の概算払いと精算払いの関係なんですけど、ご承知のとおり、この療養給付費交付金というのは、国保の特別会計の中で言う退職者医療制度にかかわる部分なんですけど、毎年、その当該年度の退職被保険者に係る保険給付費を、退職被保険者の保険料と、あと足らずをこの診療報酬支払

い金からの療養給付費交付金によって賄うという制度になっておりまして、基本的には収支とんとんという形になる勘定ですので、そのあたり、概算で交付されたものが、後で過払いなり不足した状況のときに翌年度で精算されるという形になっておりまして、このあたりのぶれがどこまで抑えることができるのかということに関して、私も、正直、診療報酬の支払基金の方の算定がどのようになっておるかということをもう少し調べることができるのであれば、一度そのあたりもちょっと聞いていきたいなと。退職被保険者の伸びとか、あと、その退職に係る医療費がどのくらい伸びているかということかなとは思いますが、このあたりがやっぱり私どもの算定している結果ではございませんので、一度そのあたりも研究していきたいなと思っております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 精算払い、概算払いで1億、2億という数字が出てきて、それも、どちらかと言うと、摂津市国保年金課の責任、もしくは摂津市民の責任というよりは、交付をしている側の計算方法によって非常に左右されるという部分があるようなお話ですね。

そういったところで出てきた分については、当然、概算払いということでありますので、過払い返還があれば還付もあるということの認識で、累積赤字についてはそれほど注目しなくてもいいのかなというようなことの認識になっているのかどうか。この累積赤字、やっぱりどうしても気になりますよね、4億数千万円というお金。かつても、国保財政健全化のための計画を立てられた時期がありましたけれども、それが結局は保険料率の値上げの圧力になってきているのも事実

だと思っんですけれども、その点、もう一度、その累積赤字についての認識というのは、過払い部分の精算、それから、還付の問題についてのとらえ方、認識について、やはり重要な問題だというふうに思いますので、ちょっとその点、もう一回認識もお聞かせいただきたいのと、それから、市の交付の計算方法がやられたり、支払基金の方の中身にかかわる問題でありますけれども、いろいろな傾向であるとか、当然、過払いがあったときには、次には還付ということも出てくると思うわけです、この療養給付金に限らず。その辺の研究等をぜひ進めていただいて、国保の予算を審議していても、何億というお金が、もう突然、翌年の5月、6月に出てきてしまって、累積赤字がぼんと倍以上になってしまうということがありというのは、やはり異常なことであると思いますから、その点の原因とか、調査とか分析とかということのぐらゐ可能であるのかということ、ちょっと今の認識で結構ですので、お聞かせをいただきたいなと思います。

それから、こうした、非常に外部的要因と言ったらおかしいんですけれども、なかなか把握しづらゐなものによってつくられた赤字というものについて、それをどのように解消していくのかということで、先ほど、いろいろ経営努力とおっしゃられました。経営努力ももちろん必要ですし、努力されていると思いますが、それだけではなかなか解消できないというような部分も、現に今までの流れからしてあるかと思っんです。

そういった中で、先ほども、一般会計からの繰り入れというような話も出てました。その一般会計からの繰り入れということ、やはり外部的要因や、財政運営の当局が把握できないような理由に

よって生まれてきた赤字について、それによって市民の方に負担増となるような圧力として転嫁するというのは、やはり間違いではないかと。これも何度も、これまでもこの委員会でも紹介されてこられたかと思っんですけれども、かつての退職者医療制度がつけられたときの、国の制度によって生まれた分について、市民に押しつけずに、市の方でそこを補てんしたというようなことも、摂津市は既にそういった例もあるわけで、そういった考えに立つた一般会計からの繰り入れ、時あたかも、これも使い方の問題をこれから論議されるかと思っんですけれども、まさに臨時的な収入としての12億7,000万円というのが5年間入ってくるという、こういうときにこそ臨時的な収入を活用するよう、市財政当局にも国保の方から求めていくということは大事なことはないかなというふうに思っんですけれども、その点はどのようにお考えでしょうか。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 この療養給付費交付金の精算によって、それは累積の赤字にどれだけ影響してくるのかというところですが、過払いになったときには、当然、精算で返金と。過少交付のときは翌年度で追加交付されてくるという形で、その時期が翌年度という形になっておまして、仮に退職の事業勘定で見るとは、当該年度については収支とんとの形になってきているのかと思っんです。

繰入金のこと、この赤字部分が保険料に転嫁されているのではないかとご指摘ですが、保険料を算定させてもらうときには、当然、予算の時期ということで、その時期には、まだ当該年度の赤字というのは全く見込みも立っておりませんので、その保険料の方には影響しな

い形で算定させてもらっておりますので、赤字部分を保険料に転嫁しているということはございませんので、そのあたり、よろしくをお願いします。

○嶋野委員長 財政当局への要望等についても質問者が質問されておられますけれども、その点についてはお答えできますか。

担当課として、先ほど、奨励金の話をして、ふえた分を、ぜひ財政当局の方に要望していただきたいと思うけれども、そういうお考えはあるのかというような趣旨の質問をされておられたんですけれども、これ担当課でお答えできますか。

野村課長。

○野村国保年金課長 一般会計から繰入金ということでは、義務的な経費、職員の給与費等、あと、出産育児一時金の3分の2等々がありまして、それ以外に、予算科目上、保険料軽減分ということで、法定外の部分を、一般会計から見れば繰り出していただいております。一般会計の財政状況等もありますし、今の段階でといいますか、この法定外の繰入金を入れてもらっている以上、もう繰り入れというのはちょっと厳しいかなと思われてます。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 料率改定のときに、18年度の療養給付金の返還金等も確定していないので、累積赤字が想定できてないから、保険料率改定に転嫁するというようなことは、累積赤字ですね、転嫁するというようなことはないというようなことをおっしゃられました。そうだと思います。ただ、しかし、見通しとしてはしっかりついておられますよね。3月の議会ではきちんとして説明をいただいて、そのとおりの数字で療養給付金の返還金、約1億6,000万円、7,000万円ぐらいの方

がちょっと見込まれるというようなご答弁もありましたわけですから、国保の財政運営を任されている国保年金課としては、当然、18年度当初から、ある程度の累積赤字を、5億円ぐらいの、5億円の前後何千万円ということの範囲で見通しは立てておられたと思うんです。それはもう当然のことだと思います。もちろん、料率の改定が累積赤字も転嫁、直接累積赤字を転嫁しているというふうに私も考えておりませんが、しかし、翌年度の財政運営を見た際の財政の見通しを見た場合に、ある程度、数か月先のことを見込みながら、累積赤字が4億、5億になってくるということで、それは、やはり料率改定の圧力になってくると。直接的にはなりませんけれども、圧力になってくるというのは紛れもない事実ではないかなというふうに思うんです。

そういう点で、そうした累積赤字が生まれてくるような今の国保運営、財政運営を余儀なくされているという状況の一つの原因として、概算払いや精算払い、なかなか把握し切れないという、その辺の困難さをどのように解消していくのかということ、これは非常に大きな課題で、それは摂津市の国保年金課だけの問題じゃなくて、全国的な自治体国保運営者の課題かと思えますけれども、その中でも、いろいろな分析等をする中で、差を少しでも少なくしていくということがすごく求められると思いますので、その点はちょっとまた研究と分析の方をお願いしておきたいと、要望にとどめておきたいと思えます。

それから、お金の使い方という面で、累積赤字が、やはり何といたっても赤字を抱えているということについて、将来的に、それから、目の前の料率改定への圧力になるというのは、これ紛れもない事

実だと思うんです。ある程度の、今回、運営していく中で、毎月、毎月の精算をする中で、ある一定の時期になれば、大体、単年度の赤字がどのぐらいになるのか、もしくは黒字になるのかというのは見えてくると思うんです。年間のこれまでの経過からいって、療養給付金であるとか返還金であるとか、今度はプラスかな、マイナスかな、額まではわからなくても、ある程度の予想というのか、予測というのがついてくるのかなというふうにちょっと勝手に思ってるわけなんですけれども、そういうことから言って、やはり累積赤字の解消のためにやっていこうと、努力されるとおっしゃってるわけですけれども、今年、今後、返ってくるようなお金のめどがある程度今立っているのかどうか。その点も、ちょっと最後、もう1点お聞きしたいのと、それから、やはり何ととっても、不確定要素が多いわけですから、その中で生まれてくる累積赤字、そして、それが料率改定の圧力に、直接的でなくても間接的になってくるということを考えると、市民の、もしくは多くの人たちが加入されている国保財政を守っていくという運営者の立場からは、保険料軽減という意味ではなくて、大きく膨れ上がっていく累積赤字をちょっとでも解消していって、国保財政を健全にしていくと。すべての市民がいずれは加入するような国保の運営を、いろいろな時期を見て、チャンスを見て予算を要求していくというのは、これは当然あるべき姿だというふうに思うわけです。

そういう点から、可能かどうかというのは、もちろん全体の財政的な運営であるとか市の政策判断等もありますからわかりませんが、国保の担当課としては、やはり臨時的に収入が入ってくると、しかも、それは市民の福祉の増進に寄与す

ることを大きな目的にしているわけですから、それは当然求めるべきものではないかなというふうに思います。

その点は、私の意見として申し上げておきたいと思います。

ちょっと、今後の返還金とその見通し、返ってくる見込み、どのぐらいあるのか。まだ18年始まったばかりでありますけれども、わからない部分もあるかと思いますが、18年度の当面の見込み、累積赤字、どのような形になるというふうに考えておられるのかだけ聞かせてください。

○嶋野委員長 野村課長。

○野村国保年金課長 18年度の見込みということですが、実は、この時期から7月、8月のタイミングかけて、この療養給付の交付金及び国からの負担金、療養給付費の負担金等の実績を出して、額が確定してくる段階が、この2、3か月の間かなと思われるのですが、療養給付の交付金については、額の方はもう返還という形が出てまして、負担金というのは、一昨日ですか、府とのヒアリングが初めてあった段階で、これから数字がちょっと出てくるのかなというところです。

この18年度の見込みにつきましては、先ほども出てましたが、今年度の保険料率については、見込まれる医療費等から算定されておりますし、一応、基本的には収支均衡のとれた予算の形になっているかなと思われまますので、その中で、私どもの収納率等がありますが、結局、その収支均衡のとれた予算の中で運営を行った中で、それにプラス、先ほど申しました経営努力等によって特別調整交付金等をいただけるような努力をしながら、この累積の赤字を少しでも解消していけるような形で持っていけたらなと考えております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 最後にします。

療養給付金の返還があって、今後、料率改定をしての18年度スタートでありますから、収支均衡ということであれば、累積赤字の方が膨らんでいくということではなくて、経営努力、それから交付金の返還等、累積赤字は減っていくというように、今現在、理解しておいてよろしいのかどうかということで、いいということに理解をしました。

先ほども私の意見としては申し上げましたので、このぐらいにとどめておきたいと思います。

○嶋野委員長 ほか、よろしかったですか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第47号の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

上村委員。

○上村委員 今回、需用費で8万9,000円の減ということになってました。印刷製本費、そうですね。これ、款、項でいくと、項のところ、包括的支援事業・任意事業、補正額ゼロということで、金額はゼロで補正が上がってくるのは見たことないんですけども、ずっと中身を見てみると、人件費はふえたけれども、印刷製本費が8万9,000円減となっております。

中身を教えてください。

○嶋野委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 地域支援事業費の包括的支援事業費の補正ということですが、今回の補正の主なところは人

件費の補正ということでありまして、この事業費の中は、センター長1名に係る人件費の地域手当、管理職手当等の精査によって増額したと。その増額分が8万9,000円であったということになります。その分、需用費のうち、印刷製本費を8万9,000円減額して、補正がゼロというふうになっておるんですけども、これは、地域支援事業費全体の上限額というものが、保険給付の見込み額の2パーセントを上限ということで国の方で定めておりまして、その関係で、増額した分によって上限を超えてしまう可能性が生じるということと、それによって国庫あるいは府費の方の計算も変わってくるということで、そういう国庫、府費等の調整が生じないという意味で、人件費でふえたものを需用費で減額させていただいたということで、ただ、中身につきまして、印刷製本費を8万9,000円減額して、事業の中身どうなんかなという話になるんですけども、このあたりは、具体的には、啓発のパフレット類でありますとか、そういうために全額で50万円という当初予算をいただいておりますので、8万9,000円減額ですけれども、その範囲内で十分啓発活動ができるように工夫していきたいというふうに思っております。

○嶋野委員長 上村委員。

○上村委員 今、理由を聞かせていただきましたけれども、なかなか納得できないと、僕は、これは。納得できないというか、要は3,800万円を超えたらだめだということで、この事業費は。それだと、国、府補助が受けられないということみたいな話でしたけれども、人件費が上がる分はこれしょうがないですよん。しょうがないというか、頑張ったからこれだけ人件費が上がったんですよ、幹

部職になったから、課長になられたから。そんなこと事業にしわ寄せがいくというのはこれはおかしい、理屈に合わないです。ましてや、それが印刷製本費に回るということは、これは非常に不自然です。なった課長、これかわいそうですやんか、この人のために事業費が抑えられては、これはおかしい気がするんです。ましてや、自分の仕事をするとところの事業費が削減されるわけでしょ。そりゃせっかくそこの、一生懸命頑張ろうと来たのに、実際、この印刷製本費を削減されて、パンフレットもつくろうと思ったのにできないわけですよ。やっぱりこれはプラスはプラスで、そういう登用したんだから、その費用がふえることについては別に問題ではないわけなんだから、その分印刷製本費でカットするというやり方については、どうも合点がいかない。

これは、やっぱり上司がきっちり見とかなないとだめなんですよ、これは。せっかくそういう形で仕事をしてもらうのに。

これゼロやったから気がついたんですけども、補正がゼロって今までないからね、これは。補正がゼロで補正予算に上がってくるというのは。普通は、帳じりがこの項目に合えばいいんでしょうけれども、ずっと見て、補正がゼロで上がってきたら、中身見たら何でかなというところ、こういうところにあつたんです、印刷製本費。

これを見ると、せっかく管理職になられて、その部署で頑張ろうと来たのに、自分の活動するお金がちょっと削られましたと、もう一つ責任感じますよ、そういう人は。かわいそうですやん、そういうことで。だから、その人に、管理職のリーダーの方に人、物、金与えるんですよ。それで自分のやりたいことをやるんです。

人は人力的におるかもしれませんが、物もあるかもしれませんが、お金を削減されると、自分のやりたいことできないんですよ。これすべては人、物、金なんですよ。やっぱりお金がないことには事業がなかなか進まないものなので、こういうところにいってしまうとかわいそうです。

だから、それにめげずに頑張ってもらいたいんですけども、これはやっぱり摂津の中でも、この事業というのは、今後、介護予防あるいは介護にかかわるところの新しくできた包括支援センターということで新規事業です。これは、これから摂津の高齢社会における先駆的な取り組みをしていただかなければならない部署でありますので、そのことだけ、部長に厳しく申し上げておきたいと思います。

○嶋野委員長 もう答弁は結構ですね。

ほか、ございますか。

安藤委員。

○安藤委員 今、上村委員の分にもちょっと関連してお聞きしたいんですが。

補正費がゼロで、人件費の伸びが事業費の中で調整されたということでありましてけれども、この人件費が伸びたというのは、人数的には変わってないですよ。人の出入りがあつた、センター長が内部から昇格したのか、人の入れかわりによってちょっと人件費が変わったのか、ちょっと非常に基本的なことで、ちょっとその点お聞かせをいただきたいということが第一です。

それから、もう一つは、介護保険制度が大きく変わったということで、新たに地域包括支援センターが市役所内直営で運営がいよいよ始まっていると。いろいろ介護保険にかかわっては、ケアマネジャーの数が不足しているとか、それから、ケアプランが立てられない要支援認定者の

方がたくさんいらっしゃるというような問題も、全国的に一般のニュースとしてよくお聞きするわけですが、今の地域包括支援センターの中で、まだ始まったばかりですから、ケアプランの策定であったりとか、まだまだ数は少ないのかとは思いますが、現状の人員でどのように対応できているのかどうか。もちろん、地域包括支援センターの仕事というのは、新予防給付のケアプランだけではなくて、特定高齢者の方々への指導であったり、予防介護であったり、権利擁護の問題であったり、いろいろ多岐にわたっているお仕事をされるわけですが、その点の、現段階での地域包括支援センター、人員の状況であるとか、中身についても関連してちょっとお聞きしたいと思います。

○嶋野委員長 山田課長。

○山田介護保険課長 まず、今回の制度改正で、介護保険課の人数がどうなったのかということですが、正職員の数としては、昨年度中の人事異動で、地域包括センターの準備と担当ということで1名増ということで、従来の12名から13名になっております。この4月の人事異動による人数の増減はないということで、今回、補正をお願いしている案件につきましては、地域手当の減額と、それから、管理職手当ということが注目されましたけれども、今まで管理職が1名だったのが2名ということと、あるいはその他諸々の手当の精査ということでの補正ということになっております。

それから、地域包括支援センターの現状ということで、これも私の方から概略、お答えさせていただきますが、現在、ご承知のように、市役所内に1か所ということで、安威川以北、以南の二つの圏域ということで分けて、2チーム制

で活動しております。それぞれのチームには、主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士ということで、3職種を配置ということで、センター長ともう一人、事務の職員、これは正規の職員なんですが、それ以外の職員については、社会福祉協議会と保健センターの方から、主任ケアマネジャーとして各1名の常勤職員を、業務の支援ということで、出向というような形で、委託で来ていただいております。

それから、保健師につきましては、現在、週四日勤務の非常勤嘱託職員が1名、それから、週二日勤務の臨時職員が2名という形、うち1名は地域保健医療に経験のある看護師という資格です。それから、社会福祉士として、これは週四日勤務の非常勤嘱託職員2名と、このような体制で業務を実施しております。彼女たちについては、人件費ではなく物件費ということで予算的には上がります。

ということで、地域包括支援センターの人員体制としては、今言いましたように、センター長1名、それから係員級の事務職員1名と、それから、7名の非常勤とか臨時の職員ということで、9名体制ということになっております。

業務としましては、新予防給付ということで、今お話のありました要支援1、2という方を対象としたケアプランの作成というのが、今現在の主な業務となっております。

この新制度で、要支援1、2と認定された方が、4月末現在で120名いらっしゃるわけなんですけれども、これ、新規と更新の方含めていらっしゃるわけなんですけれども、これ、4月末で120名で、5月のケアプランの作成をこの地域包括支援センターで作成したというのが、そのうちの約3分の2に当たる79

名というような状況であります。

今後、年度末の見込みとしましては、630名程度のケアプランの作成が発生するのかなというふうに思っております。

これ以外に、地域包括支援センターの業務としましては、地域支援事業の一つのメニューとして、総合相談支援事業、権利擁護事業ということで、虐待の早期発見・防止であるとか、総合窓口としての活動というのがあるんですけども、この実施状況については、この4月、5月で相談件数が11件というようになっております。

このほか、地域支援事業で、特定高齢者という方のプランであるとか評価、あるいは地域での健康づくりとか介護予防などの団体のネットワークづくりとか、多岐にわたる業務をしていくわけなんですけれども、今後は、非常に現在の体制では厳しくなるんじゃないかなというふうには考えているんですが、今後も、業務の一部を委託していくとかということも視野に、当面は、非常勤職員であるとか臨時職員という、そういうマンパワーを活用しながら、直営でやっていきたいなというふうに考えております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 わかりました。

新しい制度ということで、いろいろな法整備の方についても、今後、流動的な部分が幾つかあるのかなというふうに思いますが、せっかくスタートした地域包括支援センター、特に地域支援事業であるとか相談事業、それから、権利擁護の問題、さまざまな市民の方々の中で内包されているような問題の窓口として、市内で、市役所の中1か所しかないわけですね。一応圏域が二つに分かれていますけれども、1か所しかないところで、なかなか摂津市内全域に目が届くのかどうか

なというようなこともちょっと心配をしているわけです。その点も、人員の問題も含めて進めながら、ぜひ充実に向けて努力をしていただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

○嶋野委員長 ほか、よろしいでしょうか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時33分 休憩)

(午前11時34分 再開)

○嶋野委員長 再開いたします。

議案第51号及び議案第52号の審査を行います。

本2件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

質疑ある方の挙手を求めます。

村上委員。

○村上委員 議案第52号の摂津市立休日応急診療所条例の一部を改正する条例制定の件についてなんですけれども、これ、提案理由の中に書いてあります、厚生労働省告示の制定に伴いということになっておるんですけども、詳しくこれ、なぜ今回改正されるのかというのを、ちょっともう一度詳しくお聞かせ願いたいと思えます。

○嶋野委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 今回の条例改正、平成6年の厚生省の告示が廃止になりまして、今回、新たな告示が出たということでの条例改正の案件なんですけど、この中身につきましては、医療報酬を決めています内容が、今、医療保険制度と老人保健制度と二本立てで診療報酬が決まっております。このことが、厚生労働省の方は、平成20年度に高齢者医療保険制度というのを創設する意向をお持ちで、それに向けて、今回、医療保険制度と老人医療保険制度で、診療報酬が多少差異

があるところを一本化して簡素化したということで、告示の改廃があったようでございます。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 平成20年度に高齢者の医療保険制度を創設予定ということで、今回、医療制度、老人の制度、この二本立てを一本化にやりますというご説明があったんですけども、これ、こういうふうに一本化するとどう変わるのかというか、市民の方に対してどういう影響があるのかというのを、わかればお聞きしたいと思います。

○嶋野委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 市民への影響についてでございますが、摂津市の休日応急診療所の範囲内でお答えさせていただきますと思います。

現在、摂津市立休日応急診療所は、日曜・祝日の昼間に診療を行っております。その範囲内で、今回の診療報酬の改定の内容を確認してみましたところ、特に市民への影響はないということがわかっております。

と申しますのは、小児救急に関する診療報酬の改定が一部ございましたが、それは、夜間・深夜帯の診療報酬が少し点数が上がっております。具体で申し上げますと、現行では595点のところ、乳幼児深夜加算ということで、695点ということで100点増加になっておるわけでございますが、1点が10円でございますので、具体的には、1回深夜帯に受診をされると1,000円の加算があるようでございますが、乳幼児診療、本市の休日応急診療所は昼間だけですので、直接は関係ない。でも、市民にとりましては、深夜帯に、例えば、高槻島本夜間休日診療所等を受診された場合には、この1,000円の加算があることにな

るかと思えます。

ただ、乳幼児医療証で自己負担分の補てんをいたしておりますので、そのところは、市民にとっては、最終的には負担がないことになるかと考えております。

○嶋野委員長 村上委員。

○村上委員 摂津市の休日応急診療所で受けられる方については何も影響がないということで、ただ、他市、高槻等へ行かれれば、行ったときの自己負担が1,000円だけアップしますということで、ただ、乳幼児医療助成制度の関係で、トータル的には高くはないという認識でよろしいのでしょうか。

はい、わかりました。

○嶋野委員長 ほかにございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤委員 議案第52号の休日応急診療所条例の方ですが、算定方法の基準となっている厚生労働省の方の告示が変わって、今ご説明いただきまして、診療報酬が、この間、医療改革の大きな流れの中で、昨日ですか、医療改悪、我々改悪と思っておりますけれども、改悪法が成立したわけですけれども、それに先どるような形で、診療報酬全体的に改定をされてきたと。

その中でも、もちろん小児科であったり産科であったり、一定の部分については診療報酬の引き上げがなされていると。それが、今回、特に休日応急診療所の診療報酬を算定をする上では、この乳幼児の部分も、加算部分というのが少し関連しているのかなというふうに思うわけですが。

この休日応急診療所は、もちろん医師会の方々のご協力をいただいて運営されているわけで、市民の皆さんが、お休みの日に何かあったときのための、本当に

安心の一つの事業だというふうに思うわけです。

この間、内科、小児科から、今は小児科だけの診療ということに変わってきているわけですが、今後、医療制度の改正等も含めて、休日の応急診療所の役割というのが、やっぱり改めてもう一回注目をしていく、もしくは、その考え方も見直していく必要があるのではないかなというふうにちょっと私は思うわけなんです。今回の診療報酬の改定では、直接的には利用者の方々に影響はありませんし、医療従事者の方についても、応急診療所についてはかかわりはないわけですが、実際のところ、医療従事者の方々にとってみると、病院経営や診療所の経営においては非常に大きな影響を与える診療報酬の改定だと思うわけなんです。

そうした中で、摂津市としての施策として、休日の医療を保障しようということで、医師会の皆さんのご協力をいただいている中で、今回の改定に伴って、やはり市としてももう少し医療の幅を広げるための診療報酬についての考え方を、今スライドするだけということではなくて、ある程度、もう少し考え方を膨らますような物の考え方というのが必要ではないかなというふうに思うわけなんです。その点はどのようにお考えになっているのか、ちょっと膨らんでしまってるんですけども。

それから、応急診療所の受診者についてちょっと調べました。事務報告書で見ますと、16年度までは手元でわかります。大体800人か700人ぐらい、このところ横ばい状態です。16年度はすべて小児科ということなんです。17年度についても、ちょっと具体的に今数字わかりませんので、もしわかればお教えいただきたいんですが。

そうした、恐らく、利用者の方もそれほど減ってはいない、逆にふえているのかと想像するわけですが、そういう需要が、便利であれば、安心してそこに行けばあるということがわかれば、やはり需要もふえてくるかと思えますけれども、その点の応急診療所についての考え方を広げていく、診療科目を広げたり、それから、医療従事者の方々にも協力していただくように、診療報酬への加算と言ったら、具体的には加算といったようなものですね、そういった物の考え方もあり得るのではないかなというふうに思うわけですが、その点は、今回の条例改正では、算定方法の根拠になっているものが変わっているということだけの改正内容ですが、その診療報酬の省庁の告示でしか従えないものなのかどうかということも、あわせてちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○嶋野委員長 福永参事。

○福永保健福祉部参事 診療報酬の考え方についてでございますが、これは、もう国の方が制定して、各医療機関や、休日応急診療所の場合は摂津市立なわけですが、それに従わざるを得ないものと認識しております。もちろん、日本医師会だとか団体の方は、診療報酬が下がって困るので、もっと上げてほしいというような運動をしていらっしゃるんですが、公立の診療所におきまして、法律で定まったものをそのままお受けするというスタンスに立つべきではないかなと考えております。

休日応急診療所の、今後、診療科目をふやすのかというようなご質問だったかと思うんですが、縮小してきております流れと、それから、内科を閉鎖いたしましたときに、市内で日曜・休日に診療していただける病院が、この休日応急診療

所を設立した以前にはなかったんですが、現状では、たしか5医療機関あったかと思えます。現在、5医療機関あるんですが、そちらで十分カバーしていただけるということで閉鎖いたしまして、市民の方からも、特段、行ったけど受けられなかったというようなご意見はございませんでしたので、方向性として正しかったのかなと今認識しております。

今後につきましても、徐々に休日に診療していらっしゃる医療機関もふえてくる傾向がどうもあるようなのと、それから、もちろん、内科、外科、歯科等々、高槻島本夜間休日応急診療所等々に、市としての応分の負担金を払いながら診療をお願いしております現状で、このままの、その方向性でいけたらと考えております。

それから、平成17年度の受診者でございますが730人でございます。平成16年度が714人でございますので、若干ふえておりますが、平成15年度が757人でございますので、横ばいと考えております。

○嶋野委員長 安藤委員。

○安藤委員 直接的にここで診療報酬の引き下げ、医療制度の改定の問題というのはなかなか論議もできないことだと思います。申し上げるだけにしておきたいと思いますが、やはり医療制度、今回の改定の中身については、高齢者の方々の負担というのが非常に大きくなる改定でありますし、診療報酬、療養病床群がどんどん、3分の2ぐらいですか、減らしていくと。社会的入院とも言われていますけれども、実際に在宅でできない治療をやっておられる方が、療養病床群を減らしていく、もしくは診療ポイントの引き下げによって行き場を失う方もたくさん生まれてくる。今後、また高齢者医療

保険の創設ということになりましたら、保険料の新たな徴収や保険料の引き上げということにもかかわってくる問題です。

一方で、乳幼児であるとか、今大きな問題になっている産婦人科医の不足の問題でいったら、診療報酬が引き上げということはありますけれども、全体の大きな流れとしては、診療報酬を下げて、医療制度の財政が云々というような形になってきて、しわ寄せがすべて国民の方に来ていると。しわ寄せは国民すべてに来るかということ、一番集中的にあらわれているのは高齢者の方々であったり、大きな病気を抱えている一般庶民であるということでもありますから、もちろん国の制度は制度として、決まったものについて、それに従うべきものは従わなければいけないという苦しさはありますけれども、市の健康推進課であるとか、国保年金課の、市民の命、健康に携わられる現場の皆さんから、ぜひこうした問題点なども指摘をして、声を上げていただくということをぜひお願いしたいと思います。

この辺にしておきたいと思います。

○嶋野委員長 以上で質疑を終わります。暫時休憩いたします。

(午前11時49分 休憩)

(午前11時51分 再開)

○嶋野委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○嶋野委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第42号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第44号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第45号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第47号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第51号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第52号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第53号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○嶋野委員長 全員賛成。よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで、本委員会を閉会いたします。

(午前11時53分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

民生常任委員長 嶋野浩一郎

民生常任委員 安藤 薫